

和歌山縣報

號外

明治四十三年四月一日

○縣令

○和歌山縣令第十九號

明治三十六年十月縣令第八十四號有給縣吏員設置規程中左ノ通改正シ明治四十三年四月一日ヨリ施行ス

明治四十三年三月三十一日

和歌山縣知事 川上 親 晴

第五條ヲ左ノ通改ム

第五條 縣吏員ニハ左ノ俸給ヲ支給ス

土木工師 年俸千五百圓以内

土木技手、檢稅吏員、統計吏員、會計吏員 月俸六十圓以内

土木工手 月俸貳拾五圓以内

羅病豫防吏員 月俸四拾圓以内又ハ日給壹圓五拾錢以内

土木技手ニシテ最高ノ俸給ヲ受ケ三ヶ年ヲ除ヘ事務練熟優等ナルモノハ特ニ八拾圓マテヲ給スルコトヲ得

附則

本規程施行ノ際別ニ辭令ヲ交付セラレサルトキハ現ニ受クル俸給額ヲ支給スルモノトス

○訓令

○和歌山縣訓令第五百五十四號

警部補ノ制服ハ當分ノ内逡查部長ノ制服ヲ代用ス
明治四十三年四月一日

和歌山縣知事 川上 親 晴

警 警 警 部
察 察 察 署
分 署 署 署

明治四十三年三月三十一日印刷
明治四十三年四月一日發行
(毎月三回、九月九日、十一月十五日、十二月二十一日、二月二十五日發行)

和歌山縣知事官房

印刷所 和歌山市北休買町六番地 宗七
和歌山市北休買町六番地 宗七
印刷所 和歌山市北休買町六番地 宗七